

延滞金

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

【 延滞金の計算方法 】

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○閏年^{うるし}の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和 3 年 1 月 1 日以後の特例 ※延滞金特例基準割合が年 7.3% の割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (日数 A)	年 7.3%	延滞金特例基準割合 + 年 1% (上限年 7.3%)
納期限の翌日から 1 月を経過した日以後の期間 (日数 B)	年 14.6%	延滞金特例基準割合 + 年 7.3% (上限年 14.6%)

※延滞金特例基準割合

租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第 65 条及び 72 条の 45 の 2）、

平成 25 年 12 月 31 日以前の期間にかかる延滞金並びに平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

【 令和 8 年の延滞金を計算してみよう！ 】

○ 延滞金特例基準割合 = 1.8 % （平均貸付割合 0.8% + 1% ）

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数 A} \times 2.8\%}{365 \text{ 日}} + \frac{\text{税額} \times \text{日数 B} \times 9.1\%}{365 \text{ 日}}$$